

1. Press Releases/Topics

AIを活用した新たな与信モデルによる事業性融資商品
「じゅうろくビジネスローン『AIBiz(アイビズ)』」の取扱開始

当行は、預金口座異動情報などをもとに、AI(人工知能)を活用した新たな与信モデルを構築し、その専用商品である「じゅうろくビジネスローン『AIBiz(アイビズ)』」の取扱いを開始します。

本商品は、日本リスク・データ・バンク株式会社との協業により、AIを活用して預金口座の入出金や財務に関する情報を分析する新しい与信モデルを構築することで、従来にはない審査の高度化と審査時間の短縮(最短即日審査)を実現しています。

また、本商品はWeb申込専用商品(24時間申込可能)であり、来店不要かつ郵送によって手続きが完結する完全非対面商品です。

コロナ禍において日々経営環境が変化するなか、迅速な資金繰り支援と手続きの際の労力や時間の削減を可能とするスキームの実現により、地域で頑張る事業者の皆さまをサポートしてまいります。

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室
- 4 産学連携情報

商 品 名	じゅうろくビジネスローン「AIBiz(アイビズ)」
対 象 先	岐阜県・愛知県・三重県の当行営業エリア内で事業所を営む法人および個人事業主のお客さまのうち、十六銀行の預金口座を保有し、13ヶ月以上のお取引があるお客さま
取 扱 開 始 日	2021年3月8日(月)
資 金 使 途	運転資金
融 資 期 間	1年以内(1ヶ月単位)
融 資 金 額	50万円以上1,000万円以内(10万円きざみ)
融 資 利 率	年3.0%~12.0% (※審査のうえ、決定します)
返 済 方 法	毎月元金均等分割返済
担 保 ・ 保 証 人	不要
お 問 合 せ	十六銀行 HP をご覧ください

【緊急】新型コロナ対応支援策特集

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまに対して、各省庁、各自治体は、事業者の事業継続と雇用維持のため、様々な支援策を用意しています。

今回も引き続き、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者様向けの支援策情報を特集します。

NEW : 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上高が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」が支給されます。

給付対象	①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること ②2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること
給付額	2019年又は2020年の対象期間の合計売上-2021年の対象月の売上×3ヶ月 【対象期間】1月～3月 【対象月】対象期間から任意に選択した月 【上限金額】中小法人等 上限60万円 個人事業主等 上限30万円
申請受付期間	2021年3月8日～2021年5月31日
給付対象となり得る事業者	飲食店、食品加工・製造事業者、器具・備品事業者、サービス事業者、流通関連事業者、生産者
問い合わせ先	一時支援金事務局 相談窓口(申請者専用)TEL:0120-211-240

NEW : 【2次公募】 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを受け、国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点等を整備する際の設備導入等を支援します。

対象者	大企業・中小企業等
補助要件	1. 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備(A 類型) 補助率 : 【大企業】 1/2 以内 【中小企業】 2/3 以内 ※補助対象経費の額に応じて補助率の段階的な引き下げを実施 2. 一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等整備(B 類型) 補助率 : 【大企業】 1/2 以内 【中小企業】 2/3 以内 ※補助対象経費の額に応じて補助率の段階的な引き下げを実施
補助対象経費	建物・設備・システムの導入等
事業イメージ	①生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点等整備 ②国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の生産拠点等整備
公募	令和3年3月12日(金曜日) から令和3年5月7日(金曜日) 正午まで
問い合わせ先	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局 TEL:03-6825-5476

中小企業等事業再構築補助金のご案内(令和2年度第3次補正予算実施予定)

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編またはこれらの取り組みを通じた規模の拡大を目指す企業、団体等の新たな挑戦を支援する補助金です。申請の受付は、電子申請システム jGrants にて行われることが予定されているため、事前に gBizID プライムアカウントの取得(2~3週間要します)をお勧めします。

対象事業者	①申請前直近6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の売上高と比較して、10%以上減少している中小企業等。 ②事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業。 ③補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、または従業員1人あたり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加達成。															
給付金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象企業</th> <th>補助金額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業(通常枠)</td> <td>100万以上6,000万円以下</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>中小企業(卒業枠)</td> <td>6,000万円超~1億円以下</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>中堅企業(通常枠)</td> <td>100万以上8,000万円以下</td> <td>1/2(4,000万円超は1/3)</td> </tr> <tr> <td>中堅企業(グローバルV字回復枠)</td> <td>8,000万円超1億円以下</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p> 中小企業の範囲については中小企業基本法と同様。中堅企業の範囲については未発表。 ※中小企業(卒業枠):400社限定 計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金または従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向け特別枠 ※中堅企業(グローバルV字回復枠):100社限定。以下の要件全てを満たす中堅企業向け特別枠 ①売上が15%以上減少②事業終了後付加価値額が年率5.0%以上増加③グローバル展開を果たす事業であること </p>	対象企業	補助金額	補助率	中小企業(通常枠)	100万以上6,000万円以下	2/3	中小企業(卒業枠)	6,000万円超~1億円以下	2/3	中堅企業(通常枠)	100万以上8,000万円以下	1/2(4,000万円超は1/3)	中堅企業(グローバルV字回復枠)	8,000万円超1億円以下	1/2
対象企業	補助金額	補助率														
中小企業(通常枠)	100万以上6,000万円以下	2/3														
中小企業(卒業枠)	6,000万円超~1億円以下	2/3														
中堅企業(通常枠)	100万以上8,000万円以下	1/2(4,000万円超は1/3)														
中堅企業(グローバルV字回復枠)	8,000万円超1億円以下	1/2														
補助対象経費	建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費(加工、設計等)、研修費(教育訓練費等)、技術導入費(知的財産権導入に係る経費)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)等(予定)															
対象企業イメージ	<p>【小売業】 衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少したことを契機に店舗を縮小し、ネット販売やサブスクサービス事業に業態を転換。</p> <p>【製造業】 航空機部品を製造していたところ、コロナ禍で需要が減少。当該事業の圧縮・関連設備の廃棄を行いロボット関連部品・医療機器部品製造の新規事業の立ち上げ。</p> <p>【飲食業】 レストランを経営していたところ、コロナの影響で客足が減り、売上が減少。店舗での営業を廃止し、オンライン専門の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りへの需要に対応。</p>															
問い合わせ先	TEL:03-3501-1816(中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課)															

J-LODlive(公演を延期・中止した主催事業者への補助)のご案内

今般の新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により、公演を延期・中止した主催事業者(2020年2月1日~2021年1月31日までに予定していた講演に限る)に対して、**今後実施するライブ公演**の開催及びその収録映像を活用した動画の制作・配信の費用の一部が補助されます。

対象事業者	国内で今後公演を実施し、その収録映像を活用して制作した動画を海外に発信する事業 ※新型コロナウイルス感染症に関する政府、都道府県等の方針、要請等に反しないことが必要です。
給付金額	対象経費の1/2(5,000万円まで/1件) 新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により、予定していた国内外の公演を延期・中止した公演1件に対し、1件の申請が可能
実施期間	2022年2月28日までに事業完了する公演
補助対象経費	公演の出演料、制作費、会場費、運営費、権利使用料、感染予防対策費・公演の収録映像の一部又は全部を活用した動画の制作費・海外配信費等
問い合わせ先	TEL:03-6260-6023(特定非営利活動法人映像産業振興機構 VIPO)

当行無料相談会のご案内

弁護士・税理士によるお客さま向け「法律・税務に関する無料相談会 5月の相談日をお知らせします。

※本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

(1) 法律相談会

日程	
渡辺弁護士(岐阜) お1人さま 20分	5月6日(木) 13:45~15:05
	5月10日(月) 13:45~15:05
	5月18日(火) 13:45~15:05
	5月25日(火) 13:45~15:05
山口弁護士(名古屋) お1人さま 30分	5月6日(木) 13:30~15:00
	5月11日(火) 13:30~15:00
	5月18日(火) 13:30~15:00
	5月25日(火) 13:30~15:00

(2) 税務相談会

日程	
5月12日(水)	13:00~16:00
5月13日(木)	13:00~16:00
5月19日(水)	13:00~15:30
5月20日(木)	13:00~16:00
5月26日(水)	13:00~15:30
5月27日(木)	13:00~16:00

2. 公的機関情報

【ZOOMセミナー】 貿易実務講座（入門編）

募集中！【定員30名】

主 催	(公財)あいち産業振興機構
内 容	貿易実務全体の仕組みを学びます。輸出・輸入の重要なルール、貿易書類の読み方、コストの計算など貿易取引に必要な入門知識の習得を目指します。 ◇ 海外取引交渉に必要な貿易実務の入門知識が習得できます。 ◇ 貿易取引の体系と流れ、税関・船会社・損害保険会社等との関係が理解できます。 ◇ 輸出・輸入に不可欠な基本的書類の作成スキルが身につきます。 始めて貿易業務を行う実務担当者や海外事業・企画担当者及び関連部署の方、一応の貿易実務経験はあるが、もう一度体系的に基本を学びたい方を対象としています
日 時	2021年4月21日(水) 9:30～16:30
受 講 料	10,000円(テキスト代、消費税込み) (国際ビジネス会員は5,000円)
申 込 方 法	公益財団法人あいち産業振興機構 HP「申し込みフォーム」より申込み
照 会 先	公益財団法人あいち産業振興機構国際ビジネスグループ TEL:052-715-3065

【ZOOMセミナー】 展示会営業オンラインセミナー

～コロナ禍における中小企業の効果的な展示会営業術とは（国内展示会編）～

募集中！【無料】

主 催	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
内 容	「コロナ禍における中小企業の効果的な展示会営業術とは（国内展示会編）」 講師:(株)展示会営業マーケティング 代表取締役 清永 健一 氏
日 時	2021年5月20日(木) 13:30～15:00
定 員	90名(先着順)
受 講 料	無料
申 込 方 法	公益財団法人岐阜県産業経済振興センターHP 申込フォームまたはFAXによりお申し込み
照 会 先	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引課 取引担当 梅村・田中 TEL 058-277-1092

3. 経営教室

国際税務教室

海外で職務に従事する役員に対する課税

社会経済のボーダレス化、及びオンライン化により働き方が多様化しています。なかには、海外に居住する者を取締役等の役員に登用し、オンライン会議などの手法により、海外に居ながらにして法人の経営に従事させるといったケースもみられます。その場合、当該役員の報酬に対する所得税の取り扱い、どのようになるのでしょうか。

所得税法によれば、国内に生活の本拠がない者は非居住者とされ、日本国内で発生した所得（以下、「国内源泉所得」とします）についてのみ課税を受けます。したがって、非居住者の所得税について検討する場合、対象となる所得が国内源泉所得に該当するか否かの判定が重要となります。人が役務を提供することにより得る所得は、何を基準として判定するのでしょうか。

所得税法上、給与などに代表される人的役務の提供の対価は、原則として役務の提供地（勤務地）によって所得の発生地との判定がなされます。したがって、非居住者の所得が使用人としての給与に該当するときには、日本国内で勤務を行う場合に限り課税所得となります。

他方、人的役務の提供の対価の中でも、役員報酬など、役員としての人的役務の提供の対価は、その業務の特殊性を理由として、原則的な取り扱いとは異なり、当該法人の本店所在地国によって所得の発生地との判定がなされます。したがって、非居住者の対象となる所得が、本店所在地が日本である法人の役員の資格により取得する役員報酬である場合には、当該役員としての業務が、オンライン等により日本の国外で行われていたとしても、国内源泉所得として課税（20.42%（復興特別所得税含）の源泉徴収）の対象となります。

国内税務教室

2か所から給与を受ける場合の個人住民税について

2018年1月31日に厚生労働省が定めたモデル就業規則に、副業と兼業が追加されたことにより副業が認められる風潮になり、最近では新型コロナウイルス感染症の影響により、就業規則で副業を禁止していた事業所も、従業員の生活を守るため副業を解禁し始めました。（ここでは、副業＝ほかの事業所からの給与（従たる給与）とします）。

副業の給与収入が20万円を超えると、確定申告をすることで、所得税と個人住民税の清算が行われ、個人住民税（主たる給与と従たる給与を合算して計算されます）は原則として主たる事業所の給与から毎月天引き（特別徴収）されます（地方税法第321条の4④④注1）。

法律上、給与に係る個人住民税は、特別徴収を原則としつつも、実は・・・自治体によってその取扱いには温度差があります。例えば、A社（主たる事業所）からの給与のほか、B社（従たる事業所）からも給与がある場合、「市民税・都民税申告書」表面の事務処理欄に「A社以外の給与分は普通徴収を希望します」と記載することで、副業であるB社の給与に係る個人住民税は普通徴収を選択できます（東京都X市の場合）。この方法を選択することで、主たる事業所が副業を禁止していても、副業していることを隠すことができます。

従来から副業を盛んに行う地域性からなのかわかりませんが、租税の徴収方法は法律の規定に則り行い、地域により異なる運用がされることは望ましいものではないと考えられます。

（注1）この規定により、主たる給与以外の収入の有無が主たる事業所に通知されるため、就業規則で副業を禁止している事業所においては、許可を受けずに副業をした場合には、問題が生じます。

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所） / 052-433-2112（名古屋事務所）

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

4. 産学連携情報

今月号のテーマ

サイバーセキュリティ対策に関する研究紹介

AI・IoT ビックデータのための ネットワークセキュア化装置のご提案



工場やインフラの
ネットワークを守れ！！



YouTube 名工大テクノロジーチャンネル サイバーセキュリティ対策に関する研究紹介動画が登場！

家電から工場に至るまで、ほとんど全てのものがインターネットでつながっている時代。今やスマホやPCを使わない生活はあり得ない。と同時にマルウェアによるサイバー攻撃を受けて、個人情報盗まれたり、財産を奪われたり、過酷な社会的責任を負わされる事態になる危険性もあり得るのです。自分がきっかけで会社に侵入されたり、工場のロボットが暴走したり、発電所が停止したら？そんなリスクを軽減し、重要なインフラを守るための工夫、それが今回ご紹介する「AI・IoT ビックデータのためのネットワークセキュア化装置」です。さあ、どんな技術なのか見てみましょう！



<https://www.youtube.com/watch?v=-WN2gdO5kXw>

YouTube 名工大テクノロジーチャンネルとは？



名工大テクノロジーチャンネルは、名古屋工業大学で取り組んでいる最先端テクノロジーに関わる研究を紹介するチャンネルです。

名古屋工業大学では、ものづくりのヒントになる「なんじゃこりゃ！」という面白い発想、世界をあっという間に驚かせるような新しい技術の種がどんどん生まれ、目まぐるしい勢いで変化する世界に向けて発信し続けています。ぜひ名工大テクノロジーチャンネルを開いてみて、「なんじゃこりゃ！」をいっぱい見つけにきてください！



国立大学法人名古屋工業大学 産学官金連携機構

電話番号：052-735-5627

E-mail: c-socc@adm.nitech.ac.jp Website: <https://sanren.web.nitech.ac.jp/>

※十六銀行の産学官連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

※本記事は名古屋工業大学より寄稿を受けたものです。

編集・連絡先:
十六銀行
ソリューション営業部
(070-1519-1814)
愛知営業本部
(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。